

8. 介護給付費 算定に係る体制等に関する届出（加算届）

（１）提出期限・提出先

- ◎人員体制加算、設備加算など加算を受けようとする場合で、届出が必要な加算については、届出が必要となります（新規開設の場合は、加算がない場合でも届出が必要）。
- ◎加算等の算定は、届出受理日の翌月から算定開始します（月の初日に受理された場合は当該月から）。
- ◎加算届の内容に変更が生じた場合は、変更の届出が必要です。変更の内容によっては、指定に関する変更届も併せて提出する必要があるので注意してください。
- ◎廃止の場合は、直ちに提出してください（加算は基準に該当しなくなったときから、算定不可）。

（２）提出書類

◎加算等の届出に当たっては、下記の書類を提出すること。

サービス	様 式
共通	◎介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙２）
特定施設入居者生活介護	◎介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１）
介護予防特定施設入居者生活介護	◎介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１－２）

◎上記「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に記載の届出事項に応じて、下記の書類を添付してください（変更の届出の場合も同様）。

ただし、加算の体制にあったものを「なし」とする場合には、添付は不要です。

届出事項	添 付 書 類
「提供サービス」の区分	※特定施設入居者生活介護（短期利用）の場合のみ添付が必要。 □短期利用特定施設入居者生活介護に係る届出書（参考様式）
職員の欠員による減算の状況	※人員欠如が解消された場合のみ添付が必要。 □従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式１） □資格証等の写し
身体的拘束廃止取組	添付書類は求めない。
入居継続支援加算	□入居継続支援加算に関する届出（別紙２０） □入居継続支援加算に係る確認書（参考様式）
テクノロジーの導入（入居継続支援加算関係）	□テクノロジーの導入による入居継続支援加算に関する届出書（別紙２０－２） ・テクノロジー導入による算定の場合、添付すること。
生活機能向上連携加算	添付書類は求めない。
個別機能訓練加算	□従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式１） □機能訓練指導員の資格証の写し
A D L維持等加算〔申出〕の有無	添付書類は求めない。
夜間看護体制加算	□夜間看護体制加算に係る届出書（別紙９） □従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式１） □看護職員の資格証の写し
若年性認知症入居者受入加算	添付書類は求めない。
科学的介護推進体制加算	添付書類は求めない。
看取り介護加算	□従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式１） □看護師の資格証の写し

認知症専門ケア加算	<input type="checkbox"/> 認知症専門ケア加算に関する確認書（参考様式） <input type="checkbox"/> 研修修了証の写し 加算（Ⅰ）：「認知症介護実践リーダー研修」修了証の写し 加算（Ⅱ）：「認知症介護実践リーダー研修」修了証の写し及び 「認知症介護指導者研修」修了証の写し
サービス提供体制強化加算	<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙12-6） <input type="checkbox"/> 従業者常勤換算一覧表（サービス提供体制強化加算）（参考様式）
介護職員処遇改善加算	※算定開始の前々月の末日までに、別途「介護職員処遇改善計画書・ 介護職員等特定処遇改善計画書」の提出が必要。
介護職員等特定処遇改善加算	
割引	<input type="checkbox"/> 割引率の設定について（別紙5）※割引を行う場合のみ

【注1】 必要に応じて、上記記載の添付書類の他に書類を求め場合があります。また、同時に複数の項目について届出をする場合には、重複する書類は省略することができます。

【注2】 新規申請・更新申請と体制等届出を同時に行う場合には、「平面図」（参考様式3）、「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」（参考様式1）及び資格証等の写しについて、申請書添付のものとして加算要件が確認できる場合は、体制届への添付を省略可能とします。